

令和7年度 狩猟免許試験のお知らせ

令和7年5月21日時点

1 試験の区分

狩猟免許の試験は、次に掲げる狩猟免許の種類ごとに行います。

狩猟免許の種類	使用できる猟具の種類
網 獵 免 許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わ な 獵 免 許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
第一種銃獵免許	銃器（装薬銃（ライフル銃・散弾銃）、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。））
第二種銃獵免許	空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）

2 受験の資格

試験を受験することができるのは、住所地（住民登録をしている場所）が神奈川県内で、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 狩猟免許試験の実施日に20歳に満たない方（網獵、わな獵は18歳に満たない方）
- (2) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている方
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒の方
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い方（(1)から(3)に該当する方を除く。）
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない方
- (6) 狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない方（その取消しに係る狩猟免許を受ける場合に限る。）
- (7) 不正な手段によって狩猟免許試験を受験し、又は受験しようとしたため、受験を禁止されている方

3 試験の期日等

試験名 (定員)	区 分	期 日	時 間		場 所
			知識試験及び適性試験	技能試験	
第1回 (142名)	わな獵、第一種銃獵、	6月26日(木)	午前9時 35分から 正午まで	午後1時 15分から 午後5時 まで	小田原合同庁舎 (小田原市荻窪 350-1)
第2回 (132名)	網獵、わな獵、 第一種銃獵	7月27日(日)			県立保健福祉大学 横須賀キャンパス (横須賀市平成町 1-10-1)
第3回 (142名)	わな獵、第一種銃獵、 第二種銃獵	9月2日(火)			小田原合同庁舎 (小田原市荻窪 350-1)

- ※ 適性試験は、知識試験終了後に順次開始し、受験者全員について行います。
- ※ 技能試験は、知識試験及び適性試験の合格者についてのみ行います。
- ※ 技能試験の終了時間は目安であり、受験者数により前後します。
- ※ 災害その他やむを得ない事由により試験を中止する場合があります。

4 試験の申請（受験の申込み）の受付期間等

試験名	受付期間	申請方法
第1回	5月9日(金)～5月22日(木)	申請方法は次の2種類 ①郵送（簡易書留推奨） ※受付期間内までの消印有効 ②電子申請（インターネットによる申込み） ※1 16時までの申請は当日扱い、それ以降は翌日扱い ※2 受付期間最終日に限り16時までの受付
第2回	6月10日(火)～6月23日(月)	
第3回	7月16日(水)～7月29日(火)	

- ※ 会場の都合により、各回に定員を設定しています。
- ※ 各回ごとに先着順で受付を行い、定員に達した場合は受付期間中であっても受付を終了します（受付終了の場合、原則当日中に県ホームページに掲載します）。
- ※ 定員に達した場合、他の回への振り替えをご案内しておりますが、振り替えできない場合は受験できないこととなりますので、ご了承ください。
- ※ 同日に定員を上回る申請書が到着した場合は、その日の申込者の中から抽選により受験者を決定します。
- ※ 受験の受付ができなかった場合、収入証紙を含めた書類一式は全て返送いたします。
- ※ 受付後は、手数料の払い戻し、返還は出来ませんのでご注意ください。

5 試験の申請（受験の申込み）手続（郵送の場合）

郵送で申請する方は、次の(1)に掲げる書類等を7の申請先に**郵送**してください。（発送記録が残るように**簡易書留による発送を推奨**します。普通郵便（ポスト投函）等で発送し、未着などの事故が生じた場合、県では責任を負いません。）

試験日の1週間前までに受験票が届かなければ、申請先に連絡し、状況を確認してください。

(1) 郵送申請の必要書類等

ア 狩猟免許申請書		申請書の太枠以外の欄に必要事項を記入してください。 手数料として収入証紙を貼付けてください。 ※受験を希望する 試験名 を必ず記入してください。
イ 写真 1枚		アの申請書を受理した後に発行する受験票の作成に使用します。 写真は、6ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身、背景無地の縦3.0cm、横2.4cmのもので、 裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。
ウ <u>いずれか1つ</u>	猟銃・空気銃所持許可証の写し 1部	猟銃・空気銃所持許可証のうち、 申請者の写真が貼付されているページの写し を添付してください。 <u>顔写真付きのページでは現在有効か確認できない方については、有効であることが確認できるページの写しも添付してください。</u>
	医師の診断書（原本） 1通	申請者が、「2 受験の資格」(2)、(3)及び(4)に該当しないことを確認するものです。記載不足によりこれらの事項に該当しない旨が確認できない場合、申請は受付できませんのでご注意ください。 ・ <u>県ホームページ掲載の様式を使用してください。</u> ・申請前3か月以内に診断されたものを提出してください。 ・精神保健指定医以外の医師（歯科医師を除く。）が作成した診断書で構いません。 ・精神科、心療内科、又はかかりつけ医で診断を受けることが一般的ですが、事前に受診予定の病院に診断可能か問い合わせすることをおすすめしています。 ※県から発行元の医療機関に内容を確認する場合があります。

エ 運転免許証の写し、住民票の写し等、住所地を証する公的な書類 1部 ※ウで猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出する場合は不要です。	現住所地在、神奈川県であることを確認するものです。 <u>なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを提出することはできません。住民票の写しを提出する場合は、必ず、マイナンバーの記載がないものを提出してください。</u>
オ 返信用封筒 1枚 (定形内の封筒)	住所・氏名を記載の上、110円切手を貼付してください。 ※郵便料金について変更の可能性がありますので、最新の切手の額はホームページをご確認ください。
カ 個人情報の取扱いについて	同意書の内容を確認の上、日付・住所・氏名を記入したもの。

(2) 郵送申請の手数料

ア 金額	狩猟免許申請手数料 <u>5,200円</u> (現に有効な狩猟免許を所持する方が、これと異なる種類の狩猟免許を受けようとする場合は、 <u>3,900円</u>)
イ 納付方法	神奈川県収入証紙を(1)アの申請書に貼って納付してください。(証紙には消印をしないでください。)

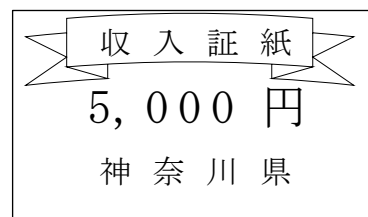
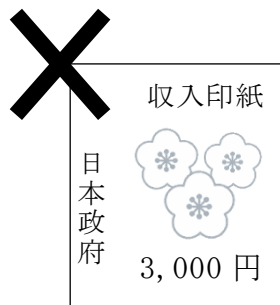
- ※ 狩猟免許申請書を受理した後に、手数料の返還及び試験日の振替はできません。
- ※ 希望する試験の種別ごとに手数料が必要です。二種類の試験を併願する場合の手数は10,400円、三種類の試験を併願する場合の手数は15,600円となります。(現に有効な狩猟免許を所持する方が二種類の試験を併願する場合の手数は7,800円、三種類の試験を併願する場合の手数は11,700円となります。)

(ご注意ください) 手数料は、収入^{いん}印紙ではなく、収入^{しょう}証紙です！

間違えて印紙を送付するケースが増えています。ご注意ください

× 収入印紙(縦長、「日本政府」と記載)

○ 収入証紙(横長、「神奈川県」と記載)



※ 実際の大きさとは異なります。

※ これらは一例であり、実際の収入証紙・収入印紙のデザインとは異なる場合があります。

※収入証紙の販売は、順次終了となります。証紙販売所の廃止状況等は、「神奈川県 収入証紙販売所」で検索いただくか、右の二次元コードからも確認いただけます。⇒購入の際は、事前に各販売所あてに在庫をご確認されることをお勧めします。



6 試験の申請（受験の申込み）手続（電子申請の場合）

電子申請する方は、次の(1)に掲げるデータ等をご準備のうえ、次の(2)により申請してください。

(1) 電子申請に必要なデータ、紙書類等

ア 写真 1枚	データで提出	申請を受理した後に発行する受験票の作成に使用します。 写真は、6ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身、背景無地のもの ※pdf、png、jpeg、jpgのいずれかの形式
イ <u>いずれか1つ</u>	猟銃・空気銃所持許可証の写し	データで提出 猟銃・空気銃所持許可証のうち、 申請者の写真が貼付されているページ をスマホ等で撮影したデータ。 <u>顔写真付きのページでは現在有効か確認できない方については、有効であることが確認できるページを撮影したデータも提出してください。</u> ※pdf、png、jpeg、jpgのいずれかの形式
	医師の診断書（原本）1通	写しをデータで提出後、 原本を郵送で提出 申請者が、「2 受験の資格」(2)、(3)及び(4)に該当しないことを確認するものです。記載不足によりこれらの事項に該当しない旨が確認できない場合、申請は受付できませんのでご注意ください。 ・ 県ホームページ掲載の様式を使用してください。 ・申請前3か月以内に診断されたものを提出してください。 ・精神保健指定医以外の医師（歯科医師を除く。）が作成した診断書で構いません。 ・精神科、心療内科、又はかかりつけ医で診断を受けることが一般的ですが、事前に受診予定の病院に診断可能か問い合わせすることをおすすめしています。 ※県から発行元の医療機関に内容を確認する場合があります。 ※電子申請時には、写しの電子データを添付してください。pdf、png、jpeg、jpgのいずれかの形式
ウ 運転免許証の写し、住民票の写し、マイナンバーカード（表面のみ）等、住所地为証する公的な書類を撮影したデータ ※イで猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出する場合は不要。	データで提出	現住所地在、神奈川県であることを確認するものです。なお、マイナンバーが記載された住民票の撮影データを提出することはできません。必ず、マイナンバーの記載がない住民票の撮影データを提出してください。 ※pdf、png、jpeg、jpgのいずれかの形式

(2) 電子申請の方法

ご自分のパソコン又はスマートフォンを使用し、次のURLから申請してください。

詳しい申請方法は、各マニュアルをご覧ください。

なお、「初めて受ける方・現在猟猟免許を持っていない方」と、「他の種類の有効な猟猟免許を持っている方」では申請URLとマニュアルのURLが異なります。

ア 申請URL

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_initDisplay.action



イ マニュアル掲載ページURL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/p889835.html>



(3) 電子申請の手数料

ア 金額	狩猟免許申請手数料 <u>5,200円</u> (現に有効な狩猟免許を所持する方が、これと異なる種類の狩猟免許を受けようとする場合は、 <u>3,900円</u>)
イ 納付方法	手数料納付案内のメール が届き次第、電子申請システムの納付情報ページから電子納付してください。 ※手数料納付期限までに納付が確認できない場合は、受験いただけません。

- ※ 狩猟免許申請を受理した後に、手数料の返還及び試験日の振替はできません。
- ※ 希望する試験の種別ごとに手数料が必要です。二種類の試験を併願する場合の手数料は10,400円、三種類の試験を併願する場合の手数料は15,600円となります。(現に有効な狩猟免許を所持する方が二種類の試験を併願する場合の手数料は7,800円、三種類の試験を併願する場合の手数料は11,700円となります。)

7 申請先

申請者の住所地を管轄する地域県政総合センター環境部 (7 ページ 12 参照)
(横浜市、川崎市に住所を有する場合は、環境農政局緑政部自然環境保全課)

8 試験の内容等

試験は、知識試験、適性試験及び技能試験とし、技能試験は、知識試験及び適性試験に合格した方について行います。

(1) 知識試験

知識試験は、三肢択一式の筆記試験により、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令」、「猟具に関する知識」、「鳥獣に関する知識」及び「鳥獣の保護管理に関する知識」について行います。

試験時間は90分で、知識試験の合格基準は、70パーセント以上の成績です。

なお、知識試験の開始後、30分以上遅刻した場合は受験できませんのでご注意ください。

(2) 適性試験

適性試験は、次の表の左欄に掲げる科目について行い、その合格基準は、右欄に掲げるとおりとします。

科 目	合 格 基 準
視 力	ア 網猟免許又はわな猟免許に係る適性試験 視力(万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。)が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない方については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。
	イ 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性試験 視力が両眼で0.7以上であり、かつ、1眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない方又は一眼が見えない方については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴 力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力(補聴器により補正された聴力を含む。)を有すること。
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある方については、その方の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

(3) 技能試験

技能試験は、次の表の左欄に掲げる狩猟免許の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げる課題について行います。

技能試験の採点は、減点式採点方法により行い、各受験者の持ち点を100点として、減点数の合計が30点を超えない場合を合格とします。

狩猟免許 の 種 類	課 題
網猟免許	1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第2条第2号に掲げる網（法定猟具）の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又は剥製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第2条第3号に掲げるわな（法定猟具）の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又は剥製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第一種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又は剥製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第二種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又は剥製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

(4) 試験の免除等

ア 既に狩猟免許を受けている方がその有効期間内にこれと異なる種類の狩猟免許について狩猟免許試験を受ける場合は、知識試験の一部（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令及び鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識）を免除します。この場合の試験時間は30分です。

イ 申請者の方が2種類以上（網猟免許及びわな猟免許2種類のみを受験する場合は除く。）の狩猟免許試験を受験しようとする場合は、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の適性試験を受験することにより、当該狩猟免許以外の種類の狩猟免許の適性試験を受験したものととなります。

ウ 申請者の方が網猟免許及びわな猟免許の2種類のための狩猟免許試験を受けようとする場合は、網猟免許又はわな猟免許の適性試験を受験することにより、他方の狩猟免許の適性試験を受験したものととなります。

9 合格発表、結果通知及び狩猟免許状の交付

合格者の発表は、次のとおり行います。

なお、電話等での合否に関する問い合わせについては、応じることができません。

(1) 合格者の発表

ア 知識試験及び適性試験の合格発表は、試験実施日当日の午後1時以降に試験会場で行い、合格者は技能試験を受験していただきます。

イ 技能試験の合格発表は次のとおり

試験名	期 日	開始時間	場 所 等
第 1 回	7 月 17 日（木）	午前 9 時～	県ホームページ
第 2 回	8 月 19 日（火）		
第 3 回	9 月 25 日（木）		

(2) 結果通知

知識試験、適性試験及び技能試験の結果は、技能試験の合格発表に併せ、受験者全員に狩猟免許試験結果通知書を郵送します。

(3) 狩猟免状の交付

狩猟免許試験に合格された方には、狩猟免許試験結果通知書に狩猟免状を同封します。

10 試験当日の携行品

- (1) 受験票（郵送で交付されたもの又は電子申請で交付され印刷したもの）
- (2) 筆記用具
- (3) 適性試験の際に眼鏡（コンタクトレンズ含む。）、補聴器又は身体の状態に応じた補助器具を使用することにより 8 (2) の合格基準に達すると思われる場合は、その器具等

11 その他

- (1) 申請の手続き後、氏名又は住所に変更があった場合は、すみやかに 7 の申請先へ、受験番号を明記のうえ、猟銃・空気銃所持許可証の写しまたは運転免許証の写し、住民票の写し等、住所地を証する公的な書類等をご提出ください。
- (2) 試験会場へは、公共交通機関を利用してください。

12 狩猟免許の試験に関するお問い合わせ先及び申請先

機 関 名	所在地・電話番号	管轄住所地
環境農政局緑政部 自然環境保全課 野生生物グループ	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 045-210-4319(ダイヤルイン)	横浜市・川崎市
横須賀三浦地域県政総合センター 環境部みどり課	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19 (横須賀合同庁舎内) 046-823-0210(代表)	横須賀市・鎌倉市 逗子市・三浦市 葉山町
県央地域県政総合センター 環境部環境調整課	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1 (厚木合同庁舎内) 046-224-1111(代表)	相模原市・厚木市 大和市・海老名市 座間市・綾瀬市 愛川町・清川村
湘南地域県政総合センター 環境部環境調整課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 (平塚合同庁舎内) 0463-22-2711(代表)	平塚市・藤沢市 茅ヶ崎市・秦野市 伊勢原市・寒川町 大磯町・二宮町
県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 (小田原合同庁舎内) 0465-32-8000(代表)	小田原市・南足柄市 中井町・大井町 松田町・山北町 開成町・箱根町 真鶴町・湯河原町

○県ホームページ「狩猟免許試験・狩猟免許更新」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/p889835.html>